

森林環境譲与税活用(案)に関するご意見について(依頼)

森林環境譲与税の譲与は、令和元年度から始まり、これまで、富士川町森林整備計画に基づき、町内私有林の森林整備に関する事業に充当してきました。

令和6年度からは、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まり、町への譲与額も段階的に増加する見込みです。

こうしたことから、町では、森林環境譲与税を活用した新たな事業について、下記の事業を検討しており、この内容について、委員各位にご意見をいただき、第2回検討委員会において、検討したく考えております。

森林環境譲与税活用(案)については、「継続事業」、「新規事業」及び「検討項目」の3つの区分で記載しています。委員の皆様には、主に、「新規事業」及び「検討項目」について、ご意見をいただきますようお願いいたします。

※ご多忙のところ、誠に恐縮に存じますが、同封の返信用封筒にて、

1月15日(月)までに、ポストへご投函ください。

記

森林環境譲与税活用(案)

●継続事業

①森林整備事業(林地台帳更新、森林経営管理制度に基づく事業、ナラ枯れ被害対策事業 等)

②町の実行体制整備(地域林政アドバイザー雇用)

「継続事業」については、富士川町森林整備計画(別紙参照)において、優先順位「高～中」程度として位置づけています。

特に、森林整備事業については、国が定める「森林経営管理制度」に基づき、森林整備面積の増加を目指していく必要があります。

このため、森林環境譲与税活用の基軸となる事業と位置づけ、今後も継続して実施していきます。

●新規事業(令和6年度～)

①(臨時)新中学校校舎建設事業(木材利用の促進、普及啓発)

新中学校校舎建設事業は、現在、基本設計業務を進めており、来年度には、実施設計業務を行い、建築工事は、令和7年度から令和8年度にかけて、実施する予定です。

校舎建築の木材利用に係る経費への譲与税充当を検討しています。

(ご意見)

②子育て支援に関する事業(木材利用の促進、普及啓発)

木材利用の促進及び森林環境教育の一環として、子育てに関する事業への充当を検討しています。

(ご意見)

